

山梨県立大学リカレント教育推進室規程

(令和7年7月1日制定 大学第8951号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）

第31条の4第4項の規定に基づき、山梨県立大学リカレント教育推進室（以下「リカレント教育推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 リカレント教育推進室は、基本規則第31条の4第2項に規定する目的を達成するため、文部科学省の補助事業である「リカレント教育エコシステム構築支援事業」に関し、地域人材養成センターと連携して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育プログラムの開発・実施に関する事項
- (2) リカレント教育プラットフォームの構築に関する事項
- (3) リカレント教育に係るウェブサイトに関する事項
- (4) リカレント教育の修了証に関する事項

2 リカレント教育推進室は、前項各号に掲げる業務のほか、リカレント教育を推進するため必要な業務を行う。

(構成)

第3条 リカレント教育推進室は、基本規則第31条の4第3項の室長のほか、次に掲げる者により構成する。

- (1) プロジェクトマネージャー
- (2) 事務職員
- (3) その他必要な教職員

(室長)

第4条 室長は、本学の副学長の職にある者（副学長が2人以上置かれている場合は、学長が指名した者）をもって充てる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、リカレント教育推進室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。